

別表第四（第六条関係）

| 事務 | 手数料の名称 | 金額 |
|---|---|---|
| 一 法第二十六条第一項の規定に基づく食品、添加物、器具又は容器包装の検査 | 食品、添加物、器具又は容器包装の検査手数料 | 山梨県衛生環境研究所手数料条例（昭和二十九年山梨県条例第七十四号）別表第二号の表食品衛生試験の項に定める額 |
| 二 法第四十八条第六項第三号の規定に基づく食品衛生管理者の養成施設の登録の申請に対する審査 | 食品衛生管理者養成施設登録申請手数料 | 十五万円 |
| 三 法第四十八条第六項第四号の規定に基づく講習会の登録の申請に対する審査 | 食品衛生管理者講習会登録申請手数料 | 九万円 |
| 四 法第五十五条第一項の規定に基づく政令第三十五条第一号の飲食店営業の許可の申請に対する審査 | 飲食店営業許可申請手数料 | 一万七千円 |
| 五 法第五十五条第一項の規定に基づく政令第三十五条第二号の調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業の許可の申請に対する審査 | 調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業許可申請手数料 | 一万円 |
| 六 法第五十五条第一項の規定に基づく政令第三十五条第三号の食肉販売業の許可の申請に対する審査 | 食肉販売業許可申請手数料 | 一万千円 |
| 七 法第五十五条第一項の規定に基づく政令第三十五条第四号の魚介類販売業の許可の申請に対する審査 | 魚介類販売業許可申請手数料 | 一万千円 |
| 八 法第五十五条第一項の規定に基づく政令第三十五条第五号の魚介類競り売り営業の許可の申請に対する審査 | 魚介類競り売り営業許可申請手数料 | 二万三千円 |
| 九 法第五十五条第一項の規定に基づく政令第三十五条第六号の集乳業の許可の申請に対する審査 | 集乳業許可申請手数料 | 一万千円 |
| 十 法第五十五条第一項の規定に基づく政令第三十五条第七号の乳処理業の許可の申請に対する審査 | 乳処理業許可申請手数料 | 二万三千円 |
| 十一 法第五十五条第一項の規定に基づく政令第三十五条第八号の特別牛乳搾取処理業の許可の申請に対する審査 | 特別牛乳搾取処理業許可申請手数料 | 二万三千円 |
| 十二 法第五十五条第一項の規定に基づく政令第三十五条第九号の食肉処理業の許可の申請に対する審査 | 食肉処理業許可申請手数料 | 二万三千円 |
| 十三 法第五十五条第一項の規定に基づく政令第三十五条第十号の食品の放射線照射業の許可の申請に対する審査 | 食品の放射線照射業許可申請手数料 | 二万三千円 |
| 十四 法第五十五条第一項の規定に基づく政令第三十五条第十一号の菓子製造業の許可の申請に対する審査 | 菓子製造業許可申請手数料 | 一万五千円 |
| 十五 法第五十五条第一項の規定に基づく政令第三十五条第十二号のアイスクリーム類製造業の許可の申請に対する審査 | アイスクリーム類製造業許可申請手数料 | 一万五千円 |

| | | |
|---|--------------------|-------|
| 十六 法第五十五条第一項の規定に基づく政令第三十五条第十三号の乳製品製造業の許可の申請に対する審査 | 乳製品製造業許可申請手数料 | 二万三千元 |
| 十七 法第五十五条第一項の規定に基づく政令第三十五条第十四号の清涼飲料水製造業の許可の申請に対する審査 | 清涼飲料水製造業許可申請手数料 | 二万三千元 |
| 十八 法第五十五条第一項の規定に基づく政令第三十五条第十五号の食肉製品製造業の許可の申請に対する審査 | 食肉製品製造業許可申請手数料 | 二万三千元 |
| 十九 法第五十五条第一項の規定に基づく政令第三十五条第十六号の水産製品製造業の許可の申請に対する審査 | 水産製品製造業許可申請手数料 | 一万七千元 |
| 二十 法第五十五条第一項の規定に基づく政令第三十五条第十七号の冰雪製造業の許可の申請に対する審査 | 冰雪製造業許可申請手数料 | 二万三千元 |
| 二十一 法第五十五条第一項の規定に基づく政令第三十五条第十八号の液卵製造業の許可の申請に対する審査 | 液卵製造業許可申請手数料 | 二万三千元 |
| 二十二 法第五十五条第一項の規定に基づく政令第三十五条第十九号の食用油脂製造業の許可の申請に対する審査 | 食用油脂製造業許可申請手数料 | 二万三千元 |
| 二十三 法第五十五条第一項の規定に基づく政令第三十五条第二十号のみそ又はしょうゆ製造業の許可の申請に対する審査 | みそ又はしょうゆ製造業許可申請手数料 | 一万七千元 |
| 二十四 法第五十五条第一項の規定に基づく政令第三十五条第二十一号の酒類製造業の許可の申請に対する審査 | 酒類製造業許可申請手数料 | 一万七千元 |
| 二十五 法第五十五条第一項の規定に基づく政令第三十五条第二十二号の豆腐製造業の許可の申請に対する審査 | 豆腐製造業許可申請手数料 | 一万五千元 |
| 二十六 法第五十五条第一項の規定に基づく政令第三十五条第二十三号の納豆製造業の許可の申請に対する審査 | 納豆製造業許可申請手数料 | 一万五千元 |
| 二十七 法第五十五条第一項の規定に基づく政令第三十五条第二十四号の麺類製造業の許可の申請に対する審査 | 麺類製造業許可申請手数料 | 一万五千元 |
| 二十八 法第五十五条第一項の規定に基づく政令第三十五条第二十五号のそうざい製造業の許可の申請に対する審査 | そうざい製造業許可申請手数料 | 二万三千元 |
| 二十九 法第五十五条第一項の規定に基づく政令第三十五条第二十六号の複合型そうざい製造業の許可の申請に対する審査 | 複合型そうざい製造業許可申請手数料 | 三万円 |
| 三十 法第五十五条第一項の規定に基づく政令第三十五条第二十七号の冷凍食品製造業の許可の申請に対する審査 | 冷凍食品製造業許可申請手数料 | 二万三千元 |
| 三十一 法第五十五条第一項の規定に基づく政令第三十五条第二十八号の複合型冷凍食品製造業の許可の申請に対する審査 | 複合型冷凍食品製造業許可申請手数料 | 三万円 |
| 三十二 法第五十五条第一項の規定に基づく政令第三十五条第二十九号の漬物製造業の許可の申請に対する審査 | 漬物製造業許可申請手数料 | 一万五千元 |

| | | |
|---|------------------|-------|
| 三十三 法第五十五条第一項の規定に基づく政令第三十五条第三十号の密封包装食品製造業の許可の申請に対する審査 | 密封包装食品製造業許可申請手数料 | 二万三千元 |
| 三十四 法第五十五条第一項の規定に基づく政令第三十五条第三十一号の食品の小分け業の許可の申請に対する審査 | 食品の小分け業許可申請手数料 | 一万五千元 |
| 三十五 法第五十五条第一項の規定に基づく政令第三十五条第三十二号の添加物製造業の許可の申請に対する審査 | 添加物製造業許可申請手数料 | 二万三千元 |